

1 審議会名	上田市情報公開・個人情報保護審査会
2 日 時	令和4年7月4日(月) 午後3時から午後4時30分まで
3 会 場	市役所本庁舎 2階 202・203会議室
4 出 席 者	岩下智太郎会長、北澤真一委員、佐藤恵太委員、西俊子委員、野瀬裕昭委員
5 市側出席者	池田総務課長、坂口課長補佐兼文書法規係長、野澤文書法規係主査、笹井文書法規係主事
6 公開・非公開	公開
7 傍 聴 者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月	令和4年7月5日

## 協 議 事 項 等

## 1 開会

## 2 会長挨拶

## 3 議事

## (1) 令和3年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について

- ・事務局から資料に基づき報告
- ・意見質問なし

## (2) 上田市における改正個人情報保護法の対応について

- ・事務局から資料に基づき説明
- ・以下、質疑応答

(委員) 今後の運用面の問題と条例が新しく制定されるに当たっての留意点について、審査会として方針を示すということよろしいか。

(事務局) そのようにお願いしたい。

(委員) 現時点での疑問点や確認事項はあるか。

(委員) 個人情報ファイル簿の作成について、配布資料によると収集する個人情報が1,000件以上の場合は作成公表が義務付けられているようだが、上田市としては件数で区切る等の予定はあるか。

(事務局) 市の取り扱っている個人情報を可視化できるようにすると考えると、1,000件に満たないものも作成し、その内重要な事項については公表していくことも検討に含まれてくると思われる。

(委員) 他に御意見等あるか。

(委員) 資料にある今後のスケジュールによると、新規制定である上田市個人情報保護法施行条例の議会への上程時期は9月を予定されているが、そうすると諮問に対する答申は、9月議会までには完成形としてお渡ししなければならないという理解でよろしいか。

(事務局) 当初9月議会に上程していくということで検討していたが、12月議会上程も視野に入れている。

(事務局) 条例自体も重要であるが、特に運用面が大きく変わるため、そちらの考え方についても御協力、御支援いただきたいため時間が必要と思われる。

(委員) 答申のイメージとしては、運用面に対して中心的に意見を出していくという理解でよろしいか。

(事務局) 職員向けのガイドラインを作成する予定であるため、そちらに反映できるような答申をいただきたいと考えている。

(委員) 後に予定されているガイドラインの参照にもなるような形ということか。

(事務局) そのようにしていただきたい。

(委員) もう一点確認だが、公務員の氏名の不開示について、現在の取扱いはどうなっているのか。

(事務局) 公務員の職氏名及び職務上の内容については、個人情報には該当しないということで開示している。ただ単に名簿を求めるような開示請求といった、職務と直接関係のないような請求に対しては不開示としていくべきではないかと考えている。今後は、個人情報保護法に合わせて、公務員の氏名は不開示情報とするつもりである。ただ、起案用紙の印影や起案者の氏名といった、職務に関係のある情報は、これまでどおり開示していくことを考えている。

(委員) 係争等に発展した際、誰が下した処分か分からなくなるという懸念がありお聞きしたが、今の説明を聞く限りは、その問題は起きないと理解した。

(委員) 答申をまとめるスケジュールは、12月議会上程とすると10月中旬に答申を上げるといったスケジュールで良いか。また、ガイドラインはイメージを示していただけるのか。

(事務局) そのようなスケジュールになってくると思われるが、まだ不透明。ガイドラインについては、以前お配りした「運用の手引き」の改訂ということになる。ボリュームについては、現行で89ページあるが、100ページちょっとにとどめたいところである。資料の共有は随時していきたい。

(委員) ボリュームがあるということで、今回新たに追加となるものに絞って答申をさせていただくということで良いか。

(事務局) 制度の根幹となるような開示請求等の制度は大きくは変わらないため、おっしゃるとおり追加部分について中心的に答申いただければと思う。

(委員) 審査会資料として素案を審査会の1週間前にご提供いただくことは可能か。

(事務局) 可能である。承知した。

(委員) 個人情報の取扱いの面にかなり影響があるように思える。個人情報ファイル簿についても、どういった項目を立ててファイルを作るのか、各個人について名寄せができるのかなど、膨大な情報をどのように整理することを法律が求めているのか、その辺りもなかなか見えてこないところがある。その上でどのような方針を立てるかというところが非常に難しい。その辺りは検討事項を率直に教えていただくと、審議しやすいと思われる。

(委員) 他に御意見等はあるか。

(委員) オープンデータとして個人情報を活用するという事は、行政側がバリエーション豊かに情報をオープンに提供し、それを見た市民が自分たちの必要に応じて活用していくというのが本来の姿である。その中で、これからの個人情報の取扱いに関し、今まではできる限り外に出さない、見せないことがベースだったものを、ある一定の形で流通させていくという方向へ持っていくことが一番大きなポイントである。

匿名加工情報という形で、個人が特定できない形に加工し、あるいは復元できないような形にして流通させることも想定されるみたいだが、市民の皆さんに納得してもらえるかが非常に微妙な部分である。どういう加工をするから安全であるとか、加工した結果に対して市がどういう担保をかけているのかが重要になってくる。例えば市の職員は気が付かなかったが、何かと何かを結びつけたら特定できてしまったといったようなことは、起こりうる事故である。それが発生しないように、どのようにチェックをかけていくのか、情報セキュリティーに関する知見を持つ人間がチェックをかけていくという運用も検討しなければならないと思われる。

また、情報をオープンにしていくには行政の責任が重くなりすぎると同時に、業務量が膨大になる。ただ、その辺りについて踏み込まないでいると、何年かして世の中が進んでいったときに、また何か変えなくてはいけなくなるため、一歩進んだ形の考え方を取り入れるべきだと感じる。根本的な方針決定の時期なのだろう。

(事務局) そこが今回の法改正の一番の肝の部分になってくるところと思われる。匿名加工情報等について、上田市は県や政令指定都市のように先行してやらなければならない立場ではないが、今後の法令の施行を見据えた制度運営にしなければならない。そしてどうしても職員の個人情報、特に情報処理の分野に対して非常に弱い部分があるため、研修等でリテラシーの向上を図っていかねばならないということも大きな悩みである。また、今でさえ施策に個人情報を活用しきれていないと感じている。まずは、私達が個人情報の有益性をしっかり把握した上で、施策等への反映についてオープンデータという観点で考えるべきだと思う。いただいた御意見を踏まえ、その視点からも考えていきたい。

(委員) 次回さらに資料をいただき、それを基に方向性を詰めて、データ活用の問題、データ管理の問題、条例の新規制定の問題といったいくつかの大きな項目について具体的に審議していきたい。

(事務局) 今回いただいた御意見を踏まえた資料を用意したい。

4 次回の日程について

- ・次回の日程は、8月26日(金) 15時から開催されることでした承された。

5 閉会